

## 1 千葉県漁業調整規則（案）に提出された意見と県の考え方

意見の内容（趣旨を損なわない範囲で意見を整理・要約しています。）	県の考え方
<p>養殖用種苗供給を目的とするうなぎ稚魚（シラスウナギ）の採捕について、許可漁業化には反対であり、従来の特別採捕許可制を堅持されたい。</p>	<p>国は、漁業法を改正し、悪質な密漁への対策として、うなぎ稚魚を令和5年12月から特定水産動植物に指定することとしました。</p> <p>特定水産動植物への指定後は、漁業許可等に基づく採捕を除き、採捕が禁止されるため、従来の養殖用種苗供給を目的とする特別採捕許可に基づく採捕ができなくなります。</p> <p>県としては、養殖用のうなぎ種苗を確保するための採捕が継続して行えるようにするため、知事許可漁業に位置付け、適切に管理していくこととしたところであり、原案どおり手続を進めることとしました。</p>

## 2 意見公募手続を実施した規則の案と定めた規則の差異

規則の認可官庁である水産庁から各都道府県に対して、漁業調整規則の附則においては改正漁業法の附則に相当する確認的規定は置かないことなどの指示があったことから、以下のとおり趣旨の変わらない範囲において修正を行いました。

定めた規則	意見公募手続を実施した規則の案
<p>本則 （略）</p> <p>附則 1・2 （略） （経過措置） 【削る。】</p>	<p>本則 （略）</p> <p>附則 1・2 （略） （経過措置） 3 この規則の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の法第六十六条第一項又は前項の規定による廃止前の千葉県海面漁業調整規則（以下「旧海面規則」という。）第七条第一項の許可を受けている者（以下この項において「旧許可者」という。）が営む漁業が、第四条第一項の許可を要するものに該当する場合には、旧許可者は、この規則の施行の日（以下「施行日」</p>

<p>【削る。】</p> <p>【削る。】</p> <p><u>3 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）附則第二十九条の規定により第三十三条第一項の規定によってしたものとみなされる前項第二号の規定による廃止前の千葉県内水面漁業調整規則第六条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同規則第十三条の規定は、なおその効力を有する。</u></p> <p><u>4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>という。）において同項の許可を受けたものとみなす。</u></p> <p><u>4 前項の規定により受けたものとみなされる許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の残存期間とする。</u></p> <p><u>5 施行日前に旧海面規則又は附則第二項の規定による廃止前の千葉県内水面漁業調整規則（以下「旧内水面規則」という。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、この規則に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の相当の規定によってした又はすべきものとみなす。</u></p> <p><u>6 前項の規定により、この規則の規定によりしたものとみなされる旧内水面規則第六条の規定による許可の内容（採捕の種類、採捕区域及び採捕期間をいう。）は、第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項の規定により付けた条件とみなす。</u></p> <p><u>7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</u></p>
---	--